

⑦ 令和元年度決算審査特別委員会

令和元年度決算審査特別委員会は令和2年9月定例会最終日に設置され、議会選出の監査委員をのぞく15名の議員が委員となり、閉会中の継続審査とした令和元年度一般会計及び8つの特別会計の歳入歳出決算議案について審査を行いました。

■一般会計歳入歳出決算

<主な意見>

- ・「D B S クルーズフェリー運航補助金の効果に疑問がある。」
- ・「市税の収納率の向上など歳入増への努力が見られる。」など

<議案採決 [11月9日臨時会]>

認定

■特別会計（8会計）歳入歳出決算

<議案採決 [11月9日臨時会]>

認定（全会一致）

※決算議案の認定に当たり、審査での質疑・議論を踏まえ、執行部に対して下記7項目の要望を行いました。

令和元年度決算の議会認定に当たっての要望事項

1. 令和元年度の市税収入率は、現年度分でこれまでの最高値を記録するなど大きな成果が認められた。引き続き市税等の収入率の向上に努めるとともに、保育所運営費保護者負担金や生活保護費返還金など、収入未済の解消に努められたい。
2. マイナポータル接続事業については、未だに利用実績がない状況にある。行政事務の効率化など所期の目的が達成されるよう、更なる周知の徹底などに速やかに取り組まれたい。
3. ふるさと納税については、市のホームページの改善や加入サイトの増加に向けた研究をするなど、より注目を集められるよう工夫に努められたい。
4. 生活支援サービス事業は、十分な支援が行き届くよう、高齢者見守りネットワーク構築事業など関連事業との連携を図り、高齢者の視点に立った総合的な支援を進められたい。
5. 健康づくり推進計画の目標達成に向け現状を分析・掌握し、がん検診をはじめとする各種検診（健診）の受診率や予防接種の接種率の向上を図られたい。
6. さかいポートサウナの今後の運営方針について、現在、様々な検討がなされているが、毎年多額の一般財源を投入している事業であることから、早急に結論を出されたい。
7. 小・中学校ICT環境整備事業は、関連する令和2年度実施の事業と併せ、多額の事業費を要することから、児童・生徒にとって十分な効果が得られるよう努められたい。

4 新型コロナウイルス感染症対策における市議会の対応と活動

新型コロナウイルス感染症対策に関する市長要請 (第1回・第2回)

新型コロナウイルス感染症拡大により市民生活に大きな影響がおよんでいることから、5月1日、6月10日の2回にわたり、市議会として境港市長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に関する要請を行いました。

第1回要請では、「感染拡大の防止」「家庭・市民生活への支援」「事業者への支援」の3つの観点で取り組むべき対策を議会としてまとめ、大胆な決断を持って実行へ向かうよう求めました。

また、第2回要請においては、議会の総意として、国の特別定額給付金の支給対象とならない4月28日以降に産まれた子どもを対象に、今年度の議員の視察費などを不執行とすることで生じる財源を活用し、「(仮称) 境港市こども未来定額給付金」として1人あたり10万円を支給するという具体的政策の実施について要請しました。

第1回要請内容

※詳細は市議会ホームページをご覧ください。

1 感染拡大の防止

- (1) マスク・消毒液などの供給不足の解消
- (2) 検査体制の強化と感染の早期発見
- (3) 医療提供体制の強化
- (4) 市民への啓発の強化

2 家庭・市民生活への支援

- (1) 外出自粛に伴う家庭での健康・心のケア

(2) 児童・生徒への対応

- (3) 園児への対応
- (4) 重度の障がい児(者)や医療的ケア児などへの対応

3 事業者への支援

- (1) 事業資金不足への対応
- (2) 生産者などへの支援



令和2年6月10日

境港市新型コロナウイルス感染症対策本部長
境港市長 中村勝治様

境港市議会議長 森岡俊夫

令和2年度補正予算における今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する要請（第2回）

7都府県に発令されていた「緊急事態宣言」は4月16日、全国に拡大されましたが、鳥取県は5月6日を持って解除されることとなりました。しかしながら、境港市においても、解除後も全国的に自粛要請は続き、県境をまたぐ移動が制限されたことなどにより、観光・宿泊・飲食業を中心とする経済活動や市民生活に大きな影響をもたらしています。

また、市民生活に与える影響が日常生活の広範囲に及ぶ中、特に感染すると重症化しやすいとされる高齢者や基礎疾患有する者、妊婦などは不安な生活を強いられている状況にあります。

この国難といえる状況を受け、国においては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、国民1人当たり特別定額給付金10万円を支給し、家計への支援を行うこととしました。境港市は、本給付金を速やかに市民にお届けするため、臨時議会を招集し補正予算を組み県内でも一早く事務処理を遂行しています。

一方で、本交付金は4月27日現在の住民基本台帳登載者を対象としていますが、この基準日以降も緊急事態宣言は継続されており、かつ解除後も市内経済は疲弊し市民生活には相当の制限が生じています。

これらのことと鑑み、境港市議会では下記のとおり、県境をまたぐ人の移動制限等が緩和された5月31日までの間に産まれたお子さんについても、給付金（仮称 境港市こども未来定額給付金）を支給し家計の支援を行うと共に、この子らの未来が希望に満ちたものとなるよう祝福すべきものと考えています。財源については、この度、全議員の賛同を得て議会費の内、議員にかかる予算の不執行をもって充当して頂きたいと考えています。

本趣旨をご理解頂き本給付金事業の実施を願いたく、ここに要請するものです。

記

1. 境港市こども未来定額給付金（仮称）対象者の見込み数

25人（令和2年4月28日から同年5月31日までに産まれ、境港市に住民登録した子）

2. 給付金額 1人当たり10万円

3. 事業費 250万円程度（別途事務費）

4. 財源 議会費の不執行により確保

不執行の対象

・政務活動費 140万円（10万円×14人）

・旅費 171万円（常任委員会行政視察）

45万円（議会運営委員会行政視察）

など

新型コロナウイルス感染症対策に関する市長要請 (第3回)

8月28日、市議会として境港市長に対し、今年度3回目となる新型コロナウイルス感染症対策に関する要請を行いました。

今回の要請にあたっては、6月29日から7月3日にかけて開催した「境港商工会議所各部会との意見交換会」で、各業界・企業からお聞きした新型コロナウイルス感染症対策についての要望などをもとに、議会改革推進特別委員会で要請項目を取りまとめました。

いただいた切実な声の中でも、特に本市の独自施策として、あるいは本市と関係が深い諸機関に対して要望すべきものを取り上げ、議会の総意として伊達市長に手渡しました。



要請内容

※詳細は市議会ホームページをご覧ください。

【新型コロナウイルス感染症にかかる支援策について】

- ①事業所が行う感染防止対策への県の助成制度に加え、市として助成の上乗せの実施。
- ②業績が一定以上に悪化した事業者に対する固定資産税の徴収猶予・減免制度の周知徹底。
- ③売り上げが前年比50%減までに至っておらず、持続化給付金を受け取ることができない企業・事業所へ市独自の基準での給付金制度の創設。
- ④業績が大きく悪化したにもかかわらず、自前の建物で事業を行っているため、国の家賃補助を受けられない企業に対し、事業所建設にかかる借入金返済への支援など市独自支援制度の創設。
- ⑤境港水産振興協会が鳥取県に要望した事項に対する県の回答をふまえ、市として要望実現に向けさらなる後押しと必要な支援の実施。
- ⑥水産加工業、飲食店などへの水道・下水道料金の減免制度の創設。

【その他、「アフターコロナ」「ウィズコロナ」への対応】

- ①現在、市内では、深夜・早朝の時間帯のタクシー運行がないため、緊急時の対応や早朝の空路移動のための公共交通手段がない。需要は少なくとも交通弱者の市民にとってたいへん重要なこの時間帯の空白化を解消するため、タクシー事業者の待機に対する市独自助成制度の創設。
- ②境港の貨物取り扱いの拡大へ向け、境港利用への助成制度の拡充や港湾施設使用料の減免など、利便性向上に向けた支援制度の創設。

新型コロナウイルス感染症対策に関する市長要請 (第4回)

令和3年1月27日、今年度4回目となる新型コロナウイルス感染用対策に関する要請を行いました。

11都府県に対する緊急事態宣言の再発出や市内飲食店でのクラスター発生など、市民生活が感染と隣り合わせである現状を鑑み、以下3点について要請を行いました。



①公共施設における感染予防について

- ・公共施設、特に市庁舎において非接触検温器の配置について早急に検討され、市民に範となるような感染予防策を徹底されたい。
- ・庁舎に飛沫対策として設置してあるビニールシートについて、十分な効果が得られるものとなるよう検討されたい。
- ・市職員に対し、昼食時等、向かい合ったまま一斉にマスクを外すことがないよう指示徹底されたい。

②新型コロナウイルスワクチンについて

- ・国や県と連携し、市民が速やかに接種を受けられるよう準備を進められたい。

③国における3次補正への対応について

- ・国における3次補正の内容を十分見極め、当該国・県事業に対し迅速性や負担軽減の観点からの上乗せや、地域の特性・実情に見合うような横出し事業の単市施策を検討されたい。

5 その他の議会改革の取り組み(議会運営委員会)

議会運営委員会は、8名が委員となり、議会の運営に関する事項、議会の会議規則や委員会に関する条例等の事項、及び議長の諮問に関する事項を審議・協議します。

令和2年における議会運営上の改正点は以下の2項目です。

■定例会の運営日程変更

令和2年9月定例会より、定例会の運営日程を変更しました。従来は一般質問を先に行い、その後に常任委員会で議案を審査していましたが、常任委員会で議案審査を行った後に一般質問を行う日程としました。

常任委員会での質疑を先に行うことから本会議での一般質問の内容が重複しないので効率が良いとの理由によるものです。

■常任委員会の閉会中の定例開催化

閉会中にも常任委員会開催を定例的に行うことにより、議会が最新の情報をいち早く把握できることから、本年度は閉会中の11月、1月、2月に常任委員会の日程を設定しました。

令和3年度の年間予定については、令和3年3月定例会中に決定することとしています。

境港市議会事務局

〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地

T E L 0859-47-1097 (調査庶務係)

0859-47-1098 (議事係)

F A X 0859-47-1110

E m a i l gikai@city.sakaiminato.lg.jp



市議会ホームページ

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=20>



市議会Facebook

<https://www.facebook.com/sakaiminatoshigikai/>